

# 追加募集!!



## 令和7年度事業用脱炭素促進設備導入費補助事業

- 脱炭素化に向けた取組を始めたい
- 今ある設備を省エネ型の設備に更新したい
- 大規模に太陽光発電設備を導入したい
- …などをお考えの法人のみなさま

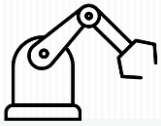
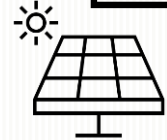
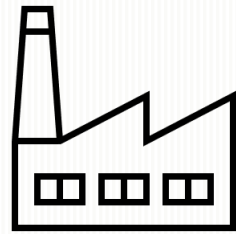
**企業価値の向上!**

**光熱費・燃料費の削減!**

省エネルギー診断に基づく設備の更新・導入で

補助対象経費の **2分の1**

最大 **1000万円**



※設備の購入、設置、設計、既存設備の撤去に要する費用

### 補助金の概要

**先着順**

で交付決定します!

#### ◇補助対象者

次のいずれにも該当する法人

- ☐ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること
- ☐ 風営法の規定により許可または届出を要する事業を行う者でないこと
- ☐ 代表者及び従業員が暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ☐ 市税を滞納していないこと

#### ◇補助対象事業

エネルギー管理士等の有資格者による省エネルギー診断を受け、その提案に基づき実施するCO<sub>2</sub>排出量の削減に寄与する事業であって、次のいずれにも該当する事業

- ☐ 申請日において着手していないもの
- ☐ 令和9年3月1日（月）までに完了するもの
- ☐ 補助対象経費の合計が300万円以上であるもの
- ☐ 事業実施前と比較して年間のCO<sub>2</sub>排出量を10%以上削減することが見込まれるもの

#### ◇補助対象設備

次のいずれにも該当する設備

- ☐ 既存の設備と用途が同一であること（再生可能エネルギー発電設備を除く。）
- ☐ 中古品またはリースにより取得するものでないこと
- ☐ 再生可能エネルギー発電設備は、自家消費を主目的とするものが対象であり、余剰電力が生じる場合は、その取扱いについて事前に市と協議が必要です。

（省エネルギー診断の詳細、補助金交付の流れは裏面のとおり）

# 省エネルギー診断を受けませんか？

## ◇省エネルギー診断とは？

エネルギー管理士等の資格を有する者が事業所のエネルギー使用状況や設備の使用状況、運転管理状況等を調査・分析し、それぞれの事業所に適したエネルギーやコストの削減方法、省エネ設備への更新や再生可能エネルギー発電設備の導入などの提案が記載された報告書が発行されるものをいいます。

## ◇省エネルギー診断の実施事業者

刈谷市内の事業者に対して省エネルギー診断が実施可能な事業者の情報をHPで公開しています。省エネルギー診断事業者を選定する際に、ご活用ください。

※リスト内の事業者による診断に基づいた補助金申請であっても、優遇等の措置はありません。

※診断に係る費用や期間等については、直接事業者へお問い合わせください。

刈谷市 省エネルギー診断

ホームページID：1014373

検索

## ◇省エネルギー診断のメリット

- 費用のかからない省エネ改善の提案が受けられる。
- 脱炭素化へ向けた設備投資などの各種アドバイスが受けられる。
- エネルギーの“ムダ”を見える化できる。
- 国の省エネ設備補助金等で加点評価の対象となる。
- 報告書をもとに、刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助制度に申請できる。



## 補助金交付の流れ



### 注意事項

#### ○申請後の変更

補助額が増額する変更、当初の申請と比較してCO<sub>2</sub>削減効果が20%以上減少する変更はできません。

#### ⑧実績報告の期限

工事完了から30日経過した日または令和8年3月2日のどちらか早い日まで

#### ⑩報告書の提出

補助事業完了の翌月から1年間のエネルギー使用実績について報告書の提出が必要です。

【問合せ先】エヌエス環境株式会社（問合せ業務委託先）  
電 話：050-2030-6881 受付時間：9時～17時（土日祝除く）  
メール：kariya-datutanso@ns-kankyo.co.jp

刈谷市 事業用脱炭素 補助金

市ホームページID：1012572

検索